

青梅市公共交通協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成 23 年 月 日施行）第 12 条第 4 項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長および事務局員を置く。

- 2 事務局長は、青梅市企画調整担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整担当課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品および現金の出納に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、青梅市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな型、書体、形状寸法、用途、個数および管理責任者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、青梅市において定められている公印の取扱いの例による。

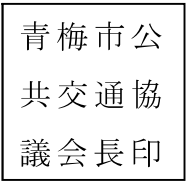
(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 2 3 年 月 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名 称	ひな型	書 体	形 状 寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	用 途	個 数	管 守 責 任 者
青梅市公 共 交 通 協 議 会 長 印		てん書	正 方 形 21 ・ 21	一般文書	1	事務局長